（３）宇宙損害賠償法

法律 第 8714号　 新規制定 2007.12.21
法律 第 8852号（政府組織法）一部改正 2008.02.29

第１条（目的）
この法は、宇宙損害が発生した場合の損害賠償範囲と責任関係等を定め、被害者の保護と宇宙開発事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第２条（定義）
この法で使用する用語の定義は次のとおり。
１．“宇宙物体”とは、「宇宙開発振興法」第２条第３号による宇宙物体をいう。
２．“宇宙物体の発射者”とは、「宇宙開発振興法」第８条により宇宙物体を予備登録又は登録した者や同法第１１条により宇宙発射体の発射許可を受けた者をいう。
３．“宇宙物体の発射”とは、「宇宙開発振興法」第１１条第１項により許可を受けた者が宇宙物体を発射したことをいい、発射準備・試験発射及び成功できなかった発射を含む。
４．“宇宙損害”とは、宇宙物体の発射・運用等により発生した第３者の死亡・負傷及び健康の損傷と同じ人的損害や財産の破壊・毀損・忘失と同じ物的損害をいう。

第３条（国際協約との関係等）
①政府は、「宇宙物体により発生した損害についての国際責任に関する条約」により、政府が外国政府に対して損害賠償をする場合には、宇宙物体の発射者に対して求償することができる。
②この場合、大韓民国国民、大韓民国の法令により設立された法人・団体、若しくは大韓民国政府が被る宇宙損害の賠償を禁止するか制限する国家の個人・法人・団体又は政府に対しては、その適用を排除又は制限することができる。

第４条（無過失責任及び責任の集中等）
①宇宙損害が発生した場合には、該当の宇宙物体の発射者がその損害を賠償する責任がある。ただし、国家間の武力追突、敵対行為、内乱又は反乱による宇宙損害と宇宙空間に発生した宇宙損害の場合には、故意又は過失がある場合に限る。
②第３者の故意又は過失により生じた宇宙損害を、第１項により賠償した宇宙物体の発射者は、それに対して求償することができる。ただし、その損害が宇宙物体の発射等に提供される資材の供給や役務（労務を含む。以下同じ。）の提供により生じたときには、該当の資材の供給や役務を提供した者やその従業員の故意又は重大な過失であるときに限って求償することができる。
③宇宙損害に対しては、「製造物責任法」を適用しないものとする。

第５条（損害賠償責任限度額）
宇宙物体の発射者が賠償しなければならない責任限度は２千億ウォンとする。

第６条（損害賠償責任保険の加入）
①「宇宙開発振興法」第１１条により宇宙発射体の発射許可を受けようとする者は、損害賠償を目的とする責任保険に加入しなければならない。
②第１項により加入しなければならない限度金額は、第５条により損害賠償責任限度額の範囲内で、宇宙物体の特性、技術の難易度、発射場の周辺与件及び国内外の保険市場等を考慮して、教育科学技術部長官が定める告示による。

第７条（政府の措置）
①政府は、宇宙損害が発生した場合に被害者の救助及び被害の拡大の防止に必要な措置を施行しなければならない。
②政府は、第４条第１項により宇宙物体の発射者が賠償しなければならない損害賠償額が第６条第２項の保険金額を超過する場合に、この法の目的を達成するために必要であると認定するときには、宇宙物体の発射者に対して必要な支援をすることができる。
③政府が第２項の支援をするときには、国会の議決に基づき許容された範囲内で行う。

第８条（権利行使の期間）
①この法により、損害賠償請求権は、被害者又はその法定代理人がその損害及び第４条第１項による損害賠償責任を負う者を知った日から１年以内に行使しなければ、時効として消滅する。
②この法により、損害賠償請求権は、宇宙損害が発生した日より３年が経過した場合には行使することができない。

附則 附則[2007.12.21 第 8714号]
①（施行日）この法は、公布後６ヶ月が経過した日から施行する。
②（他の法律の改正）宇宙開発振興法の一部を次のとおり改正する。第１５条を削除する。

附則[2008.2.29第 8852号（政府組織法）]
第１条（施行日）この法は、公布した日より施行する。但し書き省略。
第２条より第５条まで省略。
第６条（他の法律の改正）
①より<137>まで省略

<138>宇宙損害賠償法の一部を次のように改正する。第６条第２項中“科学技術部長官”を“教育科学技術部長官”とする。
<139>から<760>まで省略
第７条 省略